津別町町有林 J-クレジット認証・販売業務

仕様書

令和７年３月

津別町

津別町町有林Ｊ－クレジット認証・販売業務　公募型プロポーザル方式　仕様書

令和７年３月１７日

津別町産業振興課

１　業務名

津別町町有林Ｊ－クレジット認証・販売業務

２　目的

本業務は、令和７年１月１日現在において津別町（以下「町」という。）が所有する町内の森林（以下「町有林」という。）の適切な維持管理を行い、それらから生じる二酸化炭素吸収量を活用したカーボンオフセットに取り組むため、所有林から生じる二酸化炭素吸収量（以下「ＣＯ２吸収量」という。）を調査し、Jクレジット制度に基づくクレジットの販売を行い、その収入を町の林業・林産業施策に活用して経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現に取り組む業務を共同で担っていただくものである。

３　対象地域及び面積

町有林　約１，３９５ｈａ

（今後町有林面積及び対象面積が増減する場合がある）

４　協定期間

締結の日から令和１７年３月３１日まで（予定）

５　業務内容

本業務は、適切な森林管理等によるＣＯ２吸収量を「クレジット」として国が認証する「Jクレジット制度」を活用して本町の林業・林産業施策を推進しようとするものであり、業務概要は次のとおりとするが、詳細はプロポーザルにより提案された業務提案書及び協定時の協議により決定する。

（１）プロジェクト計画書作成・登録申請

どのような温室効果ガス吸収事業を実施するかを記載した「プロジェクト計画書」を作成し、登録申請を行う。

（２）モニタリング実施・報告書作成

プロジェクト計画に基づき、実際のＣＯ２吸収量を算定するためのモニタリングを行い、モニタリングの実施結果に基づき吸収量を算定の上、「モニタリング報告書」を作成し、クレジットの認証申請を行う。

（３）販売・維持管理

認証されたクレジットを活用し、購入先を募集して販売業務を行う。また、対象となる期間におけるモニタリングを毎年実施し、その結果をモニタリング報告書にまとめる。

（４）打ち合わせ

①業務に関する打ち合わせは、必要に応じて適宜実施するものとする。

②実施方法は、原則、津別町役場庁舎で対面とするが、状況に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

（５）勉強会等の実施

　　　Ｊ－クレジット制度及び本事業の内容について、必要に応じて一般公開の勉強会等を適宜実施するものとする。

６　関係制度文書

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次のJクレジット制度文書及び本町が定める「津別町森林整備計画」を遵守して実施するものとする。

（１）実施要綱Ver.８．２（２０２５年２月２５日）

（２）実施規定（プロジェクト実施者向け）Ver.11.1（２０２５年２月２５日）

（３）同上（審査機関向け）Ver.4.1（２０２５年２月２５日）

（４）モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）Ver.3.10（２０２５年２月２５日）

（５）方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）Ver.3.3（２０２５年２月１４日）

（６）約款（プロジェクト実施者向け）Ver.1.3（２０２４年１２月２０日）

７　個人情報の保護

本業務により取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令に基づき取り扱うこと。

８　機密保持

（１）受託者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならない。業務終了後も同様とする。

（２）業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を使用するため、紛失又は漏洩のないよう細心の注意を払うものとする。

９　資料の貸与

本町は、本業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、本町が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は貸与されたリストを作成して本町へ提出し、業務終了後、速やかに返却するものとする。

１０　提出書類

受託者は、次の書類について町に提出すること。

（１）費用見積　　　：年度当初　１部

（２）販売報告書　　：毎月　　　１部

（３）事業収支報告書：年度末　　１部

（４）事業経費内訳　：年度末　　１部

（５）その他町が必要と認め指定するもの

１１　その他

（１）本業務の実施に当たっては、町と必要十分な協議及び打ち合わせを行い、業務を遂行すること。

（２）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。

（３）町に提出された業務提案書等について、その著作者はその内容の全部又は一部を本町が無償で使用（複製、転記、転写または修正）することに同意するものとする。

（４）本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上で決定し、町の指示に従うものとする。